○東北地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森県三戸郡階上町大字道仏字下大古里二番一から同町大字道仏字野附窪六番二まで	前	A 一四・三〇～一四・三〇～二〇・五〇～	四二・八〇メートル 四二・八〇メートル 一二六・〇〇メートル	三・二〇〇キロメートル 三・二〇〇キロメートル 二・三二二キロメートル
	後	A 一四・三〇～一四・三〇～二〇・五〇～	四二・八〇メートル 四二・八〇メートル 一二六・〇〇メートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう
		B		

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
寒河江市大字白岩字東畑六四九二番一から同市大字宮内字宮の下七番一まで	前	九・一九～三一・九三メートル	一二・五六～三一・九三キロメートル
	後	一二・五六～三一・九三メートル	一一・二八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南陽市梨郷字前川原無番地から同市梨郷字横道八九八番一まで	前	一三・五〇～六三・七九メートル	一一・二六〇キロメートル
	後	一八・七九～六七・八五メートル	一一・二六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十号線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都墨田区墨田二丁目、墨田三丁目、墨田四丁目、墨田五丁目及び堤通二丁目地内

使用の部分　東京都墨田区墨田二丁目、墨田三丁目及び墨田五丁目地内

○関東地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都豊島区南長崎六丁目、長崎五丁目及び長崎六丁目地内

使用の部分　東京都豊島区南長崎六丁目、長崎五丁目及び長崎六丁目地内

○関東地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都品川区大崎三丁目及び大崎四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都品川区豊町六丁目及び二葉四丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市大字下宇山字ベロ九九九番から同市大字茶屋ヶ原字鳥が首九五九番一まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十四日